

原油価格の高騰

中小企業信用保険法第2条第5項第5号ロ セーフティネット保証5号ロの規定による認定申請について

○対象中小企業者

- 1 法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であること。
- 2 原油又は石油製品の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格の引き上げが著しく困難な状況であること。
(原油等の平均仕入価格が、最近1か月間と前年同月を比べ20%以上上昇していること。)
- 3 製品等に係る売上原価のうち20%以上が原油又は石油製品であること。
(申込み時点の最新となる決算書で確認)
- 4 最近3か月間の月平均売上高に対する原油等の月平均仕入価格の割合が、当年と前年を比べ上昇していること。(複数の業種に属する事業を行っている兼業者の場合は、指定業種と全体の)
- 5 許認可等を必要とする業種については、その許認可等を取得していること。

○申請に必要な書類

	書 類	提出部数	法人	個人
1	認定申請書【※1】	2通	●	●
2	決算書(決算報告書の部分)の写し(前期分)	1通	●	
3	所得税確定申告書の写し	1通		●
4	許認可等を必要とする業種の場合は、当該許認可証等の写し	1通	●	●
5	最近1か月間の平均仕入単価が確認できるもの (仕入伝票・帳簿類の写し)【※2】	1通	●	●
6	5の期間に対応する前年同期の月別の売上が確認できるもの (試算表等)【※2】			
7	最近3か月間の月別の売上・売上原価・原油等の仕入価格が確認できるもの(試算表・帳簿類の写し)【※2】	1通	●	●
8	7の期間に対応する前年同期の月別の売上・売上原価・原油等の仕入価格が確認できるもの(試算表・帳簿類の写し)【※2】	1通	●	●
9	認定申請書の附表(複数の業種に属する事業を行っている場合)	1通	●	●

【※1】申請書は3種類あります。複数の業種に属する事業を行っている場合は、兼業者要件①～③のいずれに該当するか確認してください。

【※2】兼業者要件②及び③に該当する場合、業種別に売上高、仕入価格等を分けてください。

※ケースにより上記以外の書類の添付をお願いする場合がありますので、ご承知おきください。

○代理申請

中小企業者以外の人(金融機関等)が申請手続きを行うときは、委任状が必要です。

○問合せ

高崎市商工観光部商工振興課金融担当 (高崎市庁舎13階)
Tel 027-321-1258